

すいどういわき有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、民間企業等との協働により水道局（以下「局」という。）の新たな財源を確保し、お客さまサービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、いわき市水道局広報紙すいどういわき（以下「すいどういわき」という。）に民間企業等の広告を有料で掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 すいどういわきをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。
- (3) 取扱指定代理店 局と広告掲載枠の売買契約を締結し、局の代理店として広告主を募り、その広告の収集及び作成等を行う者をいう。
- (4) 広告主 取扱指定代理店を通し、広告媒体に広告掲載をする者をいう。
- (5) 広告料 取扱指定代理店が、広告掲載の対価として局に支払う料金をいう。

(広告の範囲)

第3条 広告は、広報媒体の公共性を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反する、又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反する、又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教活動、迷信又は非科学的なものに関するもの
- (5) 社会問題について主義主張するもの
- (6) 個人の氏名を広告するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるもの

3 前項に定めるもののほか、広告掲載に係る業種及び事業者、その他広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び広告掲載位置等は、次のとおりとする。

- (1) 広告の規格は、1枠につき、縦47ミリメートル、横178ミリメートルとする。
- (2) 広告掲載位置は、原則として裏表紙の前2ページのいずれも最下段とする。ただし、紙面構成上やむを得ず変更することもある。

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は、入札等の方法により決定する取扱指定代理店が行うものとする。

(広告料)

第6条 広告料は、入札等の方法により決定するものとする。

(掲載枠数の報告)

第7条 取扱指定代理店は、定められた日までに局に広告掲載枠数を報告しなければ

ならない。

(広告原稿案の提出)

第8条 取扱指定代理店は、掲載広告内容等を広告主と協議し、基準等に適合しているか確認した上で、広告原稿案を定められた日までに局に提出しなければならない。ただし、定められた日までに提出されない場合は、局は広告掲載をしないことができる。

(広告の審査)

第9条 局は、前条に規定する広告原稿案の提出を受けたときは、広告掲載の適否を審査しなければならない。

2 局は、前項の審査の結果について取扱指定代理店に通知するものとする。

3 取扱指定代理店は、前項の規定による基準等に適合しない旨の通知により、修正の指示を受けた場合は、指示に従い広告原稿案の修正をしなければならない。

(広告原稿の提出等)

第10条 取扱指定代理店は、前条に規定する基準等に適合した旨の通知を受けた場合には、局が指定する日までに、広告原稿を電子データ及び紙面により局に提出しなければならない。ただし、定められた日までに提出されない場合は、局は広告掲載をしないことができる。

(広告料の納付)

第11条 局は、広告掲載後に広告料に係る納入通知書を作成し、取扱指定代理店に送付するものとする。取扱指定代理店は、局の指定した期日までに送付された納入通知書により納付しなければならない。

(広告料の返還)

第12条 既納の広告料は、返還しない。ただし、やむを得ない理由により管理者が返還することを相当と認めたときは、既納の広告料の全部又は一部を返還することができる。

(取扱指定代理店の責任)

第13条 取扱指定代理店は、広告の内容に関する一切の責任を負わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第14条 局は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。また、それによって費用が生じたときは取扱指定代理店に請求することができるものとする。

(1) 広告主が、社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき

(2) 広告主の倒産又は解散等により、広告掲載をする必要がなくなったとき

(3) 広告掲載の決定後に、当該広告が第3条に規定する基準に適合しない事実が判明し、又は生じたとき

(すいどういわき有料広告掲載事業審査委員会)

第15条 広告掲載にあたり疑義が生じた場合における広告掲載の可否を審査するため、すいどういわき有料広告掲載事業審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

3 委員長には局長を、副委員長には次長の職にある者をもって充てる。

4 委員には、課長の職にある者をもって充てる。

5 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第16条

委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、すいどういわきへの広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年12月27日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。